

PCB廃棄物(使用中含む)の期間内の処分をお願いします!

～低濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の期限が迫っています～

【処分期限～石川県の場合～】

- 1 低濃度PCB廃棄物・使用製品：令和9年3月31日まで
- 2 高濃度PCB廃棄物・使用製品：処分期間終了
 - (1) 変圧器・コンデンサー等：令和4年3月31日まで
 - (2) 安定器及び汚染物等：令和5年3月31日まで

万が一、高濃度PCB廃棄物・使用製品を発見した場合は、至急県にご連絡ください。

使用中のものも、処分期間までに使用を止め、処分する必要がありますので、至急調査をお願いします。

PCB汚染の可能性のある電気機器等



- X線照射装置
- 昇降機



- 電力用コンデンサー
- 分電盤



- 電気溶接機
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー
- 自家用電気工作物の変圧器

要調査

※それぞれの機器のPCB含有の判定は、4ページおよび5ページを参照してください。

処分期間内に処分が必要です！

<処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなり、罰則*もあります>

*3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（改善命令違反の場合）

① PCB(ポリ塩化ビフェニル)について

● PCBとは

PCBは、主に油状の物質で絶縁性、不燃性などの特性により変圧器やコンデンサーなどの電気機器を始めとして幅広い用途で利用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性(人の健康・環境への有害性)が社会問題化し、国内では昭和47年以降その製造が行われていません。

● PCBの毒性

PCBは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。一般的に、PCBによる中毒症状としては、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

● PCBの用途及び製品例・使用場所

国内では、昭和47年までに約54,000tのPCBが使用されており、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、様々な用途に利用されていました。

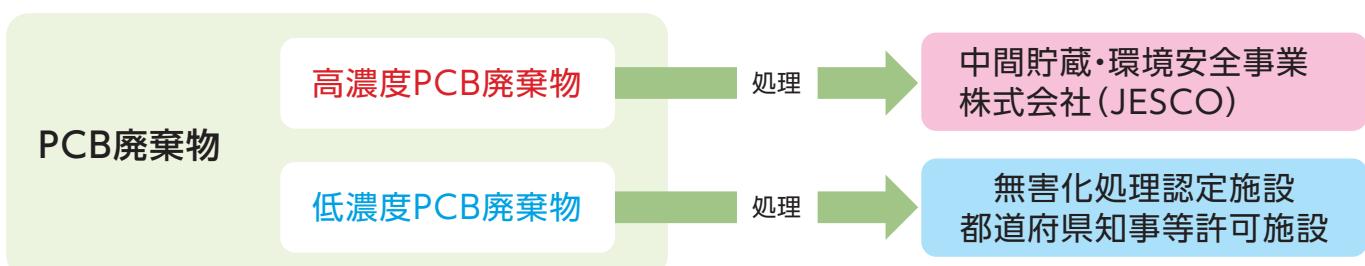
用途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体(加熱用、冷却用)		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

② PCB特別措置法(平成13年6月22日法律第65号)の規定について

● PCB廃棄物の分類等

PCB廃棄物とは、「PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」であり、PCBの濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。PCB廃棄物は、定められた処分期間内に、自ら処分するか、処分を委託しなければなりません。

また、使用中のPCB使用製品についても、定められた期間内に使用を終了(廃棄)し、処分しなければなりません。



(1) 高濃度PCB廃棄物(PCBが使用された代表的な電気機器等)

高濃度PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器(トランジット)とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

(2) 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超える5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物(可燃性のPCB汚染物等を除く)及び微量PCB汚染廃電気機器等(PCBを使用していないとする電気機器等であって、数 mg/kgから数十 mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの)については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超える100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。

● 処分期間

(1) 低濃度PCB廃棄物・使用製品

PCB濃度100,000mg/kg以下の汚染物(可燃性)
PCB濃度 5,000mg/kg以下の汚染物(金属くず等)] 令和9年3月31日まで

(2) 高濃度PCB廃棄物・使用製品

①変圧器*、コンデンサー*、その他の電気機器*(安定器を除く)、
PCB原液、PCBを含む油 ≈3kg以上
②安定器、汚染物等(①以外のもの)

処分期間終了

● PCB廃棄物保管事業者及びPCB使用製品所有事業者における届出

事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管又はPCB使用製品を所有する事業者(以下「保管事業者等」といいます。)は、PCB廃棄物又はPCB使用製品を自らの責任において、使用を終え、確実かつ適正に処理(保管、収集運搬、処分)しなければなりません。

保管事業者等が行うべき届出は次のとおりです。

(1) 保管及び処分等の状況の届出(罰則:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

保管事業者等は、前年度におけるPCB廃棄物又はPCB使用製品の保管及び処分の状況等について、毎年6月30日までに県知事(事業場が金沢市内の場合は、金沢市長)に届け出なければなりません。

なお、県(金沢市)は、毎年度、事業者から提出された保管及び処分状況等届出書について、PCB廃棄物及びPCB使用製品の保管及び処分等の状況を一般に公表することとなっています。

(2) 処分終了の届出(罰則:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

保管事業者等は、全てのPCB廃棄物を処分終了又は全ての高濃度PCB使用製品を廃棄終了したときは、処分終了又は廃棄終了から20日以内に県知事(又は金沢市長)に届け出なければなりません。

(3) 保管事業場の変更の届出(罰則:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

保管事業者等は、高濃度PCB廃棄物の保管の場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合において、PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品を保管する事業場に変更があったときは、10日以内に変更前と変更後の事業場所在地を管轄する県知事(又は金沢市長)に届け出なければなりません。

(4) 譲渡し及び譲受けの制限(罰則:3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科)

何人も、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして石川県知事又は金沢市長が認める場合を除き、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。

(5) 承継の届出(罰則:30万円以下の罰金)

事業について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その承継があった日から30日以内に、その旨を県知事(又は金沢市長)に届け出なければなりません。

(6) 使用中のPCB含有電気工作物の届出

次に掲げる場合は、中部産業保安監督部長に届出が必要となります。

- ・新たに判明した場合
- ・廃止した場合
- ・譲渡し、譲受けがあった場合 など

③ PCB廃棄物の判定について

(1) 変圧器・コンデンサー等の自家用電気工作物の場合

ア 高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

【<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>】

イ 低濃度PCBかどうかの判別方法

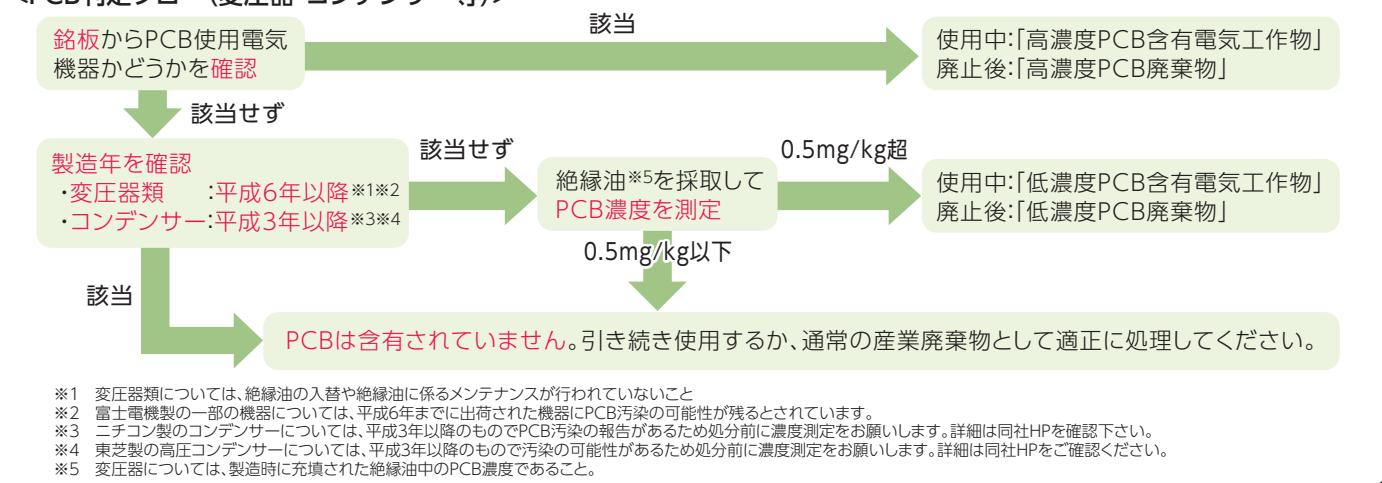
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年(1990年)頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年(1991年)以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないと言われています。(ニチコン製のコンデンサーについては、平成3年(1991年)以降のものでPCB汚染の報告があります。)

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年(1994年)以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないと言われています。(ただし、富士電機製の一部の機器については、平成6年(1994年)までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。)。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンス実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

<PCB判定フロー(変圧器・コンデンサー等)>



(2) 非自家用電気工作物の場合

絶縁油入りの電気機器には電気事業法の電気工作物に該当しないX線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200~600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。

コンデンサーは平成2年(1990年)以前に製造されたものにPCBによる汚染の可能性があるため、古い設備や機器等に低圧コンデンサーが付属又は内蔵されたものがないか調査してください。低圧コンデンサーがあれば、機器の銘板を確認し、メーカーにPCB汚染の可能性を確認してください。PCB汚染の可能性がある場合、(1)のPCB判定フローに従って、PCB汚染の有無を確認してください。

<絶縁油がPCBに汚染されている可能性がある電気工作物の例※>



(3) 安定器の場合

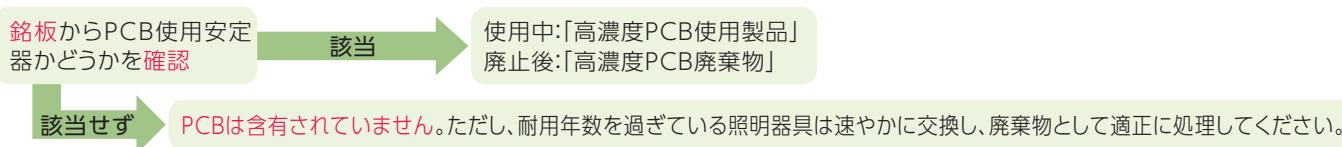
製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏えいしたPCBが人体にかかる危険性がありますので**昭和52年(1977年)3月までに建築・改築された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

昭和32年(1957年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問合せるか、(一社)日本照明工業会(JLMA)のホームページを参照してください。【<https://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>】

<PCB判定フロー(安定器)>



(4) 汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等については、含まれているPCBの濃度を、決められた方法*で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、PCB廃棄物となります。また、PCB汚染物等ではないことの判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。

*「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)」(環境省 令和2年10月)【<https://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>】

*「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について(通知)」(環境省 令和元年10月11日)【<https://www.env.go.jp/recycle/poly/notice.html>】

④ 高濃度PCB廃棄物の処理について

● 高濃度PCB廃棄物の処理体制

石川県内の高濃度PCB廃棄物は、北海道PCB広域処理施設(室蘭市)で処理が行われています。

北海道PCB広域処理施設は見学することができますので、見学を希望される場合は下記までお問い合わせください。

《高濃度PCB廃棄物の処理についての問い合わせ先》

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) 〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番地17号 TEL : 03-5765-1197
HP : <https://www.jesconet.co.jp>

《北海道PCB広域処理施設見学の連絡先》

- PCB情報処理センター(開館日 月~金 9:00~16:30) 〒051-0001 北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8 TEL : 0143-23-7015
HP : <https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/facility/tour.html>

⑤ 低濃度PCB廃棄物の処理について

● 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が認定した「低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設」のほか、知事や政令市の長の許可を受けた処理業者で処理を行ってください。

● 低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設等 (令和6年12月27日現在)

無害化処理認定施設によって処理できる対象が異なりますので、詳細については、各処理事業者に直接お問い合わせください。また、最新の認定状況は、環境省ホームページをご参照ください。

【環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>】

低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設

事業者名	設置場所	問い合わせ先	廃油	変圧器・コンデンサー等	その他汚染物	処理物	収集運搬
光和精鉱株式会社	福岡県北九州市	093-872-2100	○	○	○	○	
株式会社クレハ環境	福島県いわき市	0246-63-1231	○	○	◎	○	○
エコシステム秋田株式会社	秋田県大館市	0186-46-1500	○	○	◎	○	
神戸環境クリエート株式会社	兵庫県神戸市	078-651-5060	○		◎	○	
株式会社富山環境整備	富山県富山市	076-469-5356	○	○	◎	○	○
株式会社富士クリーン	香川県綾歌郡	087-878-3111	○	○	○	○	○
株式会社ジオレ・ジャパン(旧:関電ジオレ株式会社)	兵庫県尼崎市	06-6411-3690	○				
三光株式会社	鳥取県境港市	0859-44-5367	○	○	○	○	○
杉田建材株式会社	千葉県市原市	0436-96-1311	○	○	○	○	○
J&T環境株式会社(旧:JFE環境株式会社)	神奈川県横浜市	045-505-7949	○		○	○	
群桐エコロ株式会社(旧:株式会社エコロジスタ)	群馬県太田市	0276-55-0500	○	○	○	○	○
環境開発株式会社	石川県金沢市	076-244-3132	○		○	○	○
オオノ開発株式会社	愛媛県東温市	089-976-1234	○	○	◎	○	○
JX金属苦小牧ケミカル株式会社	北海道苦小牧市	0144-56-0231	○	○	○	○	
株式会社かんでんエンジニアリング	滋賀県大津市ほか	06-6448-5711		○			
DINS関西株式会社(旧:株式会社GE)	大阪府堺市	072-243-6335	○		○	○	
ユナイテッド計画株式会社	秋田県秋田市	018-877-3027	○	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社	秋田県鹿角郡	03-6847-7011			○	○	○
北電テクノサービス株式会社	富山県射水市ほか	076-442-4818		○			
ゼロ・ジャパン株式会社	青森県八戸市ほか	03-5381-1233	○	○			
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市	0944-53-7262			◎	○	
中国電機製造株式会社	岡山県倉敷市	082-286-3411		○			
日重環境株式会社(旧:赤城鉱油株式会社)	群馬県みどり市	0277-73-0194	○	○	○	○	○
東芝環境ソリューション株式会社	秋田県秋田市ほか	044-576-6502	○	○			
株式会社太洋サービス	静岡県浜松市	053-447-4640	○	○	○	○	○
株式会社電力テクノシステムズ	香川県坂出市ほか	044-967-0151		○			
九電産業株式会社	福岡県北九州市ほか	092-761-4463		○			
東京鐵鋼株式会社	青森県八戸市	0178-28-9191	○	○	○	○	
エコシステム千葉株式会社	千葉県袖ヶ浦市	0438-60-7175	○	○	○	○	○
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道苦小牧	011-251-1123		○			
株式会社イオン	福島県須賀川市	0248-73-2454		○			
日本製紙勿来クリーンセンター株式会社	福島県いわき市	0246-65-3111			◎		○

低濃度PCB廃棄物処分業許可施設

事業者名	許可した自治体	設置場所	問い合わせ先	廃油	変圧器・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
エコシステム山陽株式会社	岡山県	岡山県久米郡	0868-62-1341	○	○	◎	○
三重中央開発株式会社	三重県	三重県伊賀市	0595-20-1631	○		○	○

※ ○は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超える、100,000mg/kg以下のPCB汚染物(金属くず等を除く)を処理できる施設として認定された施設。

中小企業者等の処理費等の減免(令和7年4月1日～)

低濃度PCB廃棄物の処理をする中小企業(個人事業主を含む)に対しては、分析費・処理費の軽減制度があります。これは、中小企業者等の保管事業者が保管する低濃度PCB廃棄物の処理費用等の一部を、国及び都道府県が拠出したPCB廃棄物処理基金から助成する制度です。詳しくは(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページをご参照ください。

【<https://www.sanpainen.or.jp/joseikin>】

中小事業者への貸付制度

中小事業者に対して、高濃度PCB廃棄物又は低濃度PCB廃棄物の処理に係る運転資金として、日本政策金融公庫による貸付制度があるので、詳細は日本政策金融公庫(金沢支店)にお問い合わせください。

○ 日本政策金融公庫金沢支店 TEL : 076-231-4275(中小企業事業)

⑥ 石川県PCB廃棄物処理計画について

県では、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成18年3月に「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定(令和2年3月変更)しています。詳細は次のホームページをご覧ください。

石川県資源循環推進課ホームページ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物について【<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/pcb/index.html>】

⑦ 掘り起こし調査について

県では、未届出となっているPCB廃棄物や将来PCB廃棄物となりうる使用中の機器が存在する可能性があることから、県内の未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査(以下「掘り起こし調査」といいます。)を実施します。

非自家用電気工作物を含め、PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、県(金沢市)や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査にご協力ください。

⑧ PCB廃棄物の適正な保管について

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(罰則:30万円以下の罰金)

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるため、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに次のいずれかの資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

- ① 学歴、履修した学科に応じて必要な廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了者

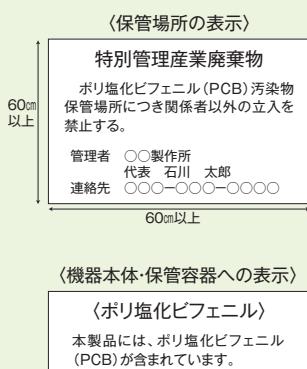
● PCB廃棄物の保管基準(基準に適合しない場合は「改善命令」の対象となります)

- ・周囲に囲いを設置すること。
- ・見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板(縦×横 各60cm以上)を設置すること。
 - ・特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - ・特別管理産業廃棄物の種類
 - ・保管場所の管理者の氏名(名称)・連絡先
- ・飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ・保管場所にネズミが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
- ・容器に入れ密封するなどPCB廃棄物の揮発防止のための必要な措置を講ずること。
- ・PCB廃棄物が高温にさらされないように必要な措置を講ずること。
- ・PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

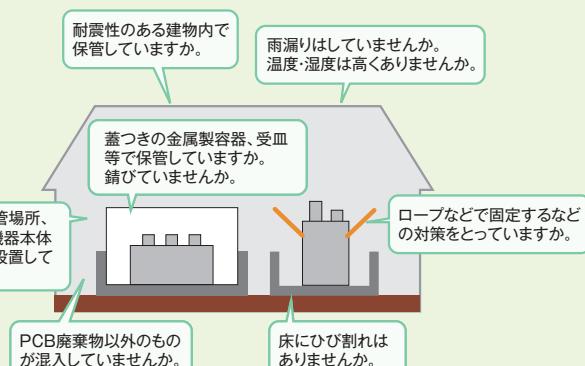
<適正な保管の例>

- ・屋根のある建屋内に保管して下さい。
また、掲示板を設置し、機器本体・保管容器にも表示して下さい。
- ・飛散・流出を防止するため、保管容器は蓋つきで、油量に対して十分な容量を有するものを使い、万一の漏れに備え、金属製容器、オイルパン(油の受け皿)等で保管して下さい。
また、地下浸透防止のため、ひび割れや継ぎ目のないコンクリート床上、樹脂コーティング床上などで保管して下さい。
- ・紛失を防止するため、PCB廃棄物以外の物と一緒に保管しないで下さい。
- ・高温となる場所(ボイラー室など)での保管は、禁止されています。
- ・腐食を防止するため、温度・湿度の高いところは避け、雨漏りに注意して下さい。腐食により漏れが懸念される場合は、金属製容器に保管するなどによる流出防止対策を行って下さい。
- ・転倒を防止するため、容器への収納やロープで固定するなどにより、容易に倒れないようにして下さい。

※掲示板の例



※保管の例



⑨ 報告徴収・立入検査及び行政処分並びに罰則

- 報告徴収・立入検査(PCB特別措置法第24条、同第25条)
→報告徴収違反・立入検査違反:30万円以下の罰金(PCB特別措置法第35条)
- 改善命令(PCB特別措置法第12条)
→改善命令違反:3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科(PCB特別措置法第33条)
- 行政代執行(PCB特別措置法第13条)

⑩ 関係行政機関等一覧

関係行政機関等	所在地	電話番号	備考
石川県資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL 076-225-1474 FAX 076-225-1473	PCB特措法に基づく 届出先 (金沢市以外の事業場)
石川県南加賀保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒923-8648 小松市園町又48番地	TEL 0761-22-0795	
石川県石川中央保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	TEL 076-275-2642	
石川県能登中部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9	TEL 0767-53-6893	
石川県能登北部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	TEL 0768-22-2028	
金沢市ごみ減量推進課	〒920-8577 金沢市柿木畠1番地1号	TEL 076-220-2521 FAX 076-260-7193	PCB特措法に基づく 届出先 (金沢市内の事業場)
一般社団法人 石川県産業資源循環協会	〒920-0918 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階	TEL 076-224-9101 FAX 076-224-9102	特別管理産業廃棄物 管理責任者 に関する講習会受付
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階	TEL 076-432-5580	電気事業法に基づく 届出先

⑪ PCB全般に関する相談窓口

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 TEL 0120-985-007

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階

PCB廃棄物の処理完了にご協力をお願いします。

石川県生活環境部資源循環推進課(指導グループ)

TEL : 076-225-1474 FAX : 076-225-1473

メールアドレス : sanpai@pref.ishikawa.lg.jp

[\[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/pcb/index.html\]](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/pcb/index.html)

